

中濃消防組合NET119緊急通報システム登録規約

中濃消防組合が提供する中濃消防組合NET119緊急通報システム（以下「NET119」といいます。）を利用される前に、当規約を必ずお読み頂き、すべての内容に同意された場合に限り、利用登録をお申し込みください。

1 サービスの内容

- (1) NET119は、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方が、携帯電話やスマートフォンのWeb（インターネット）機能を通して、簡単な画面操作で119番通報を行うことができる無料の行政サービスです。
- (2) 利用対象者は、関市、美濃市に在住又は在勤若しくは在学の方で、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難である方に限ります。
- (3) NET119は、日本国内において日本語にのみ対応しています。

2 NET119の利用登録をされる方（以下「登録者」といいます。）の情報について

- (1) NET119に予め登録される登録者の情報（利用登録の必須情報 氏名・生年月日・住所・メールアドレス）と通報受付業務の参考のために予め登録できる任意情報（緊急連絡先・病歴等）があります。以下「登録者情報」といいます。）及び通報内容（通報画面（チャット画面等）に入力される情報及び通報した位置の情報等）が、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、中濃消防組合及びコンピュータシステムの運用保守を行う事業者（ソフトウェア及びハードウェアの保守の委託先を含みます。以下「システム事業者」）によってアクセスされます（但し、任意情報については、利用登録の事務を中濃消防組合消防指令課の職員が代行する場合を除き、通報時に送信されるまで中濃消防組合はアクセスできません）。
- (2) 前項の情報はNET119に関連する事務を担う中濃消防組合において、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲でその他の関係機関（行政機関や医療機関、警察等）に通知されます。
- (3) 退会等に伴う登録抹消の後においても、通報記録に残される登録者情報及び通報内容並びに通信履歴は、NET119の運用保守及び消防救急業務の記録保全を目的として、相当の期間が経過するまで保管します。

- (4) 個人情報の開示・訂正・削除等のお問い合わせは、中濃消防組合消防指令課までご連絡ください（なお、退会手続の際に、登録者がご自身の個人情報の削除を別途請求した場合であっても、システムのバックアップとして保存された情報の削除については、システムのバックアップとして保存された情報の削除については、請求から削除までに相当の期間を要します。

3 携帯電話やスマートフォンについて

- (1) 登録者がNET119を利用するためには、インターネット接続機能、電子メール機能及び測位機能（位置情報を取得する機能）を使うことができる携帯電話やスマートフォン（以下「通報端末」といいます。）を用意することが必要です。これらの機能にかかる料金（パケット通信料等）は登録者が負担してください。
- (2) 迷惑メール対策等のため、通報端末に受信拒否（ドメイン指定等）が設定されている場合は、中濃消防組合からのメールを受信できませんので、**net119.speecan.jp** ドメインからのメールを受信できるように設定してください。（操作方法は電話会社にご相談ください。）。
- (4) 測位機能が無効に設定されている通報端末では、通報を行うことができませんので、測位機能の設定を有効にしてください。
- (5) NET119の練習通報の機能を使って、通報端末がNET119の利用条件を満たしていること及び操作の方法を定期的に確認してください。

4 利用登録に関する注意事項

- (1) 登録後に、通報端末の機種変更又は登録者情報の変更が生じた場合は、速やかに変更申請又は情報の更新を行ってください（変更申請を行わないと、通報時に適切な対応を受けられません。）。
- (2) NET119のご利用意思を確認するために、中濃消防組合から登録者宛にメールを送信しますので、メールに記載されている内容に従い、利用継続の意思表示を行ってください。メールを受信後も、利用継続の意思表示を行わず、中濃消防組合が登録者のご利用継続の意思を確認できない場合には、利用登録を抹消することがあります。
- (3) 登録者別に発行される通報URLは、個人を認証する情報にあたりますので、他人に知らせないでください。

5 通報に関する注意事項

- (1) 音声通話による119番通報が可能な方が近くにいる場合は、NE

T 1 1 9 を利用せず、音声通話による 1 1 9 番通報を依頼してください。

- (2) N E T 1 1 9 は、コンピュータシステムを使用して提供されます。そのため、システムの保守点検、不具合等のやむを得ない事由によりシステムを停止する場合には、N E T 1 1 9 を利用できません。
- (3) N E T 1 1 9 を利用するためには、無線の通信網を使うことが必要です。その他、トンネル・地下・建物の中のように電波が届き難い場所や通信網のエリア外等、N E T 1 1 9 を利用できない場所があります。
- (4) 何らかの理由により N E T 1 1 9 による通報を行うことができない場合には、N E T 1 1 9 以外の手段によって 1 1 9 番通報を行ってください。
- (5) N E T 1 1 9 による通報の後、チャット画面を使って中濃消防組合消防指令課から通報内容の確認等の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報端末の電源を切らないでください。
- (6) 外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと適切な対応を受けることができません。通報端末の G P S 等による測位機能から正しい位置情報が送信されない場合には、通報した位置を修正する操作を行ってください。

6 関市・美濃市以外の地域での通報

- (1) 通報地点の管轄消防を検索する機能（暗号通信による通報に通報地点が含まれている場合に利用できます。）によって中濃消防組合以外の消防（以下「他消防」といいます。）が検索され、中濃消防組合の N E T 1 1 9 と相互接続される緊急通報サービス（以下「相互接続サービス」といいます。）が他消防において稼働しているときは、他消防が通報を受信します（このとき以外は中濃消防組合が通報を受信します。）。
- (2) 前項により他消防が通報を受信する場合、他消防及び相互接続サービスのシステム事業者に登録者情報及び通報内容が提供され、登録者の消防救急活動に必要と認められる範囲で関係機関、行政機関及び医療機関、警察等に通知されます。

7 遵守事項

- (1) N E T 1 1 9 の利用に当たって次の行為を行わないでください。いずれかに該当する行為を登録者がした場合、中濃消防組合は登録者の

承諾なしに、利用の制限若しくは停止又は利用登録の抹消の措置をとる場合があります。

ア 悪戯や妨害等、NET119の目的に反する方法でNET119を利用する行為

イ 他人の財産又は人格的利益を侵害する情報（偽りその他不正の手段により取得された個人情報を含みます）を入力する行為

ウ NET119のサーバー等に過大な負荷を与えること、NET119の全部又は一部の複製、加工又は転記等を行うこと、NET119を利用した商行為その他システム事業者の権利を侵害する行為

エ 公序良俗に違反する行為、他人に不利益を与える行為、犯罪に結びつく行為（そのおそれのある行為を含みます）又は法令違反若しくは違反するおそれのある行為

オ その他中濃消防組合又はシステム事業者が不適切と判断する行為

8 コンピュータシステムについて

(1) システムに関するお問い合わせは中濃消防組合消防指令課にご連絡ください。但し、通報端末本体の操作及びNET119以外のソフトウェアの使用方法等をご案内することができません。

(2) NET119に関する著作権その他の知的財産権は、システム事業者及びシステム事業者を利用許諾する第三者に帰属します。

(3) NET119の利用に当たって、地図データの供給者が定める利用許諾条件（NET119の画面に提示する規約）に従ってください。

(4) NET119は次の事項を保証していません。

ア システムに搭載される地図等のデータが、完全に正確であること及び実際の内容と合致すること

イ NET119が、中濃消防組合が定めた仕様を満たさない機器で正常に作動すること

ウ NET119が、中濃消防組合が定めた仕様を超えた事項を提供すること

(5) NET119は、次の場合にサービスを停止する場合があります。

ア システムの保守のための計画的停止

イ 次の(ア)から(オ)までに定める事項により、システムの運用がやむを得ず困難となった場合の非常停止

(ア) 脆弱性等の問題解決のため緊急にソフトウェアの更新を行う場合

(イ) DDoS攻撃等の第三者による加害行為

(ウ) 通信回線の役務を提供する電気通信事業者による当該回線に係る電気通信業務の緊急停止

(エ) 天変地異（戦争・テロ行為・騒乱・暴動・致死的な伝染病の流行を含みます。）等の非常事態

(オ) その他システム保守上の緊急事態

(6) 登録者の生命・身体に関する損害については、NET119に因る場合でも、システム事業者は責を負いません。

9 利用条件の変更

(1) NET119は、中濃消防組合の判断でサービスの変更を行う場合があります。

(2) 当規約の内容は、中濃消防組合の判断で変更される場合が、あります。この場合は登録者に通知した時から、変更後の内容がご利用条件になります。

10 問合せ先

中濃消防組合消防本部 消防指令課

電話番号：0575-23-0119

F A X：0575-23-0119

メールアドレス：shouboushirei@chunou-119.jp